

議案第31号

養父市氷ノ山国際スキー場設置及び管理条例の制定について

養父市氷ノ山国際スキー場設置及び管理条例を次のように定める。

平成28年2月25日提出

養父市長 広瀬 栄

養父市条例第 号

養父市氷ノ山国際スキー場設置及び管理条例

(設置)

第1条 養父市の豊かな森林資源を有効活用し、スポーツ、レクリエーション及び地域産業の振興を図るため、養父市氷ノ山国際スキー場（以下「スキー場」という。）を設置する。

(位置)

第2条 スキー場の位置は、養父市奈良尾509番地とする。

(業務)

第3条 スキー場は、その目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) スポーツ及びレクリエーションのための施設の利用に関すること。
- (2) 教育文化の向上のための施設の利用に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、スキー場の目的を達成するために必要な業務

(使用料の納付)

第4条 スキー場の施設を使用しようとする者は、別表に定める使用料を納めなければならない。

(使用料の不還付)

第5条 既に納めた使用料は、返還しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。

(使用料の免除)

第6条 市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(原状回復の義務)

第7条 スキー場の施設を利用するものは、その責めに帰すべき理由により、その施設若しくは設備を滅失し、又は損傷したときは、これを原状に回復し、又はこれに要する費用を負担しなければならない。

(指定管理者の指定等)

第8条 市長は、次に掲げるスキー場の管理に関する業務を地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定による市長の指定を受けたもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

- (1) 第3条に規定する業務
- (2) スキー場の利用及びその制限に関する業務
- (3) スキー場の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）に関する業務
- (4) スキー場の維持管理に関する業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が定める業務

(利用料金)

第9条 第3条の規定にかかわらず、前条第1項の規定により、スキー場の管理を指定管理者に行わせる場合は、スキー場の使用者は、利用料金を納めなければならない。

- 2 利用料金は、指定管理者にその収入として收受させる。
- 3 利用料金の額は、指定管理者が市長の承認を受けて定めるものとする。
- 4 指定管理者は、市長の承認を受けた基準により、利用料金の全部又は一部を免除し、又は返還することができる。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。
(養父市氷ノ山国際スキー場事業設置等に関する条例等の廃止)
- 2 次に掲げる条例は、廃止する。
 - (1) 養父市氷ノ山国際スキー場事業設置等に関する条例（平成18年養父市条例第24号）
 - (2) 養父市氷ノ山国際スキー場管理条例（平成18年養父市条例第26号）

(経過措置)

- 3 この条例の施行の日の前日までに、養父市氷ノ山国際スキー場事業設置等に関する条例及び養父市氷ノ山国際スキー場管理条例の規定によりなされた処分、手続きその他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

別表（第4条関係）

区分		使用料	備考
リフト	登行リフト	200円	1回当たり（往復は、300円）
	登行ペアリフト		
	パノラマトリプルリフト	300円	1回当たり
	ロマンスリフト		
	ファミリーペアリフト	200円	
	チャレンジリフト		
	1日券	3,000円	
	半日券	3,000円	休日のみ
	2日券	6,800円	
	シーズン券（記名式、駐車料金を含む。）	35,000円	養父市民は、15,000円
	午後券	2,500円	平日のみ
駐車場	普通乗用車	500円	休日は、1,000円
	マイクロバス	1,000円	
	大型バス	2,000円	

備考 「休日」とは、養父市の休日を定める条例（平成16年養父市条例第2号）第2条第1項に規定する日をいう。

議案第32号

養父市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

養父市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年2月25日提出

養父市長 広瀬 栄

養父市条例第 号

養父市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

養父市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成16年養父市条例第160号）の一部を次のように改正する。

第3条を削る。

第4条中第1項を次のように改める。

市は、市の区域内における廃棄物の減量及び再資源化に関し市民及び事業者の自主的な活動の促進を図り、及び廃棄物の適正な処理に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

同条を第3条とする。

第5条を第4条とし、第6条を第5条とし、第7条を第6条とする。

第8条を削る。

第9条第1項及び第2項を次のように改める。

土地又は建物の占有者は、その土地又は建物内の家庭系廃棄物のうち、生活環境の保全上支障のない方法で容易に処分することができるものは、自ら処分するよう努めなければならない。

2 土地又は建物の占有者は、南但広域行政事務組合（以下「事務組合」という。）が収集する家庭系廃棄物を排出するときは、事務組合が定めるごみの処理計画及び年次的な実施計画（以下これらを「計画」という。）で定める方法に従い、種類ごとに分別し、所定の日時及び場所に持ち出さなければならない。

第9条に次の2項を加える。

3 土地又は建物の占有者は、有毒性、危険性、著しい悪臭その他市又は事務組合の行う処理に支障を来すおそれのあるものを排出してはならない。

4 第2項の規定により、所定の場所に家庭系廃棄物を持ち出す者は、その所定の場所の清潔を保つよう努めなければならない。

第9条を第7条とする。

第10条第2項及び第3項を次のように改める。

2 事業者は、その事業系廃棄物を自ら運搬せず、又は処分しない場合は、法第7条第1項又は第6項に規定する一般廃棄物処理業の許可を受けた者に、収集、運搬及び処分をさせなければならない。ただし、その事業系廃棄物が少量の場合はこの限りではない。

3 事業者は、その事業系廃棄物を前項の一般廃棄物処理業の許可を受けた者に収集させるに際し、計画に従い、種類ごとに分別するとともに、その排出場所の清潔を保つよう努めなければならない。

第10条を第8条とする。

第11条第1項中「第1項又は」を削り、「市長に別に定める許可申請書を提出し」を「市長に申請し」に改め、同条第2項中「第2項又は」を削り、「市長に別に定める許可申請書を提出し」を「市長に申請し」に改め、同条第5項中「別表第1」を「別表」に改め、同条を第9条とする。

第12条を削り、第13条を第10条とする。

第14条及び第15条を削り、第16条を第11条とし、第17条を第12条とする。

別表第1中「別表第1（第11条関係）」を「別表（第9条関係）」に改める。

別表第2を削る。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

議案第32号 養父市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例新旧対照条文（下線の部分は改正部分）

現 行	改 正 案
<p><u>（処理困難物の指定）</u></p> <p>第3条 市長は、法第6条の3第1項の規定により環境大臣が指定する一般廃棄物以外の一般廃棄物のうちから、市の一般廃棄物の処理に関する設備及び技術に照らし、その適正な処理が困難であると認められるものを指定することができる。</p> <p>（市及び市民の責務）</p> <p>第4条 市は、常に清掃思想の普及を図るとともに廃棄物の処理に関する事業の実施にあたっては職員の資質の向上、施設の整備及び作業方法の改善を図る等その能率的な運営に努めなければならない。</p> <p>2 （略）</p> <p>（事業者の責務）</p> <p>第5条 （略）</p> <p>（清潔の保持）</p> <p>第6条 （略）</p> <p>（投棄の禁止）</p> <p>第7条 （略）</p> <p><u>（一般廃棄物の収集処理計画）</u></p> <p>第8条 市長は、市の区域内における一般廃棄物の収集処理についての計画を定め毎年度の初めに公表する。</p> <p>（家庭系廃棄物の処理）</p> <p>第9条 土地又は建物の占有者は、その土地又は建物内の家庭系廃棄物のうち、生活環境の保全上支障のない方法で容易に処分することができるものは自ら処分するよう努めるとともに、自ら処分しないものについては、市長が別に定</p>	<p>（市及び市民の責務）</p> <p>第3条 市は、市の区域内における廃棄物の減量及び再資源化に関し市民及び事業者の自主的な活動の促進を図り、及び廃棄物の適正な処理に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>2 （略）</p> <p>（事業者の責務）</p> <p>第4条 （略）</p> <p>（清潔の保持）</p> <p>第5条 （略）</p> <p>（投棄の禁止）</p> <p>第6条 （略）</p> <p>（家庭系廃棄物の処理）</p> <p>第7条 土地又は建物の占有者は、その土地又は建物内の家庭系廃棄物のうち、生活環境の保全上支障のない方法で容易に処分することができるものは、自ら処分するよう努めなければならない。</p>

現 行	改 正 案
<p><u>める袋(以下「指定袋」という。)に収納し、その他のものは市長が指定する方法により、所定の場所に搬出しなければならない。</u></p> <p>2 <u>前項の指定袋には、有毒性、危険性又は悪臭のあるものその他収集運搬又は処分に支障を及ぼすおそれのあるものを混入してはならない。</u></p> <p>(事業系廃棄物の処理)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 <u>事業者は、その事業系廃棄物を自ら運搬せず、又は処分しない場合は、次条第1項に規定する一般廃棄物処理業の許可を受けた者に、収集、運搬及び処分をさせなければならない。</u></p> <p>3 <u>事業者は、前項の一般廃棄物処理業の許可を受けた者に収集をさせるに際し、一般廃棄物処理計画及び市長の定める方法に従うとともに、その排出場所の清潔を保持しなければならない。</u></p> <p>(一般廃棄物処理業の許可)</p> <p>第11条 法第7条第1項又は第6項に規定する一般廃棄物処理業の許可を受けようとする者は、<u>市長に別に定める許可申請書を提出し、許可を受けなければならない。</u>許可を受けた後、その内容の一部を変更しようとするときも、また同様とする。</p>	<p>2 <u>土地又は建物の占有者は、南但広域行政事務組合(以下「事務組合」という。)が収集する家庭系廃棄物を排出するときは、事務組合が定めるごみの処理計画及び年次的な実施計画(以下これらを「計画」という。)で定める方法に従い、種類ごとに分別し、所定の日時及び場所に持ち出さなければならない。</u></p> <p>3 <u>土地又は建物の占有者は、有毒性、危険性、著しい悪臭その他市又は事務組合の行う処理に支障を来すおそれのあるものを排出してはならない。</u></p> <p>4 <u>第2項の規定により、所定の場所に家庭系廃棄物を持ち出す者は、その所定の場所の清潔を保つよう努めなければならない。</u></p> <p>(事業系廃棄物の処理)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 <u>事業者は、その事業系廃棄物を自ら運搬せず、又は処分しない場合は、法第7条第1項又は第6項に規定する一般廃棄物処理業の許可を受けた者に、収集、運搬及び処分をさせなければならない。ただし、その事業系廃棄物が少量の場合はこの限りではない。</u></p> <p>3 <u>事業者は、その事業系廃棄物を前項の一般廃棄物処理業の許可を受けた者に収集させるに際し、計画に従い、種類ごとに分別するとともに、その排出場所の清潔を保つよう努めなければならない。</u></p> <p>(一般廃棄物処理業の許可)</p> <p>第9条 法第7条第6項に規定する一般廃棄物処理業の許可を受けようとする者は、<u>市長に申請し、許可を受けなければならない。</u>許可を受けた後、その内容の一部を変更しようとするときも、また同様とする。</p>

現 行	改 正 案
<p>2 法第7条第2項又は第7項に規定する一般廃棄物処理業の許可の更新を受けようとする者は、<u>市長に別に定める許可申請書を提出し、許可を受けなければならない。</u></p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 第1項、第2項及び前項の規定により、許可証の交付又は再交付を受けようとする者は、<u>別表第1に定める手数料を納付しなければならない。</u> <u>(再生利用業の指定)</u></p> <p><u>第12条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号)第2条第2号又は第2条の3第2号に規定する指定を受けようとする者は、市長に別に定める指定申請書を提出し、指定を受けなければならない。指定を受けた後、その内容の一部を変更しようとするときも、また同様とする。</u></p> <p><u>2 市長は、前項の再生利用業指定申請があった場合において必要かつ適正と認めるときは、期限その他必要事項を付して指定証を交付することができる。</u></p> <p><u>3 前項の規定により指定証の交付を受けた者は、当該指定証を紛失し、又は破損したときは、直ちにその旨を市長に届け出て指定証の再交付を受けなければならない。</u> <u>(立入検査)</u></p> <p>第13条 (略) <u>(一般廃棄物処理手数料)</u></p> <p><u>第14条 一般廃棄物の処理手数料は、別表第2に掲げる額(消費税法(昭和63年法律第108号)第29条の規定による税額並びに地方税法(昭和25年法律第226号)第72条の82及び第72条の83の規定による税額を加えた額をいう。)とする。納付の方法については規則で定める。</u> <u>(処理手数料の減免等)</u></p>	<p>2 法第7条第7項に規定する一般廃棄物処理業の許可の更新を受けようとする者は、<u>市長に申請し、許可を受けなければならない。</u></p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 第1項、第2項及び前項の規定により、許可証の交付又は再交付を受けようとする者は、<u>別表に定める手数料を納付しなければならない。</u></p> <p>(立入検査)</p> <p>第10条 (略)</p>

現 行

改 正 案

第15条 市長は、災害その他特別の事情があると認められる者に対しては、第14条に規定する処理手数料を減額し、又は免除し、若しくはその徴収を猶予することができる。

(技術管理者の資格)

第16条 (略)

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表第1 (第11条関係) (略)

別表第2 (第14条関係)

一般廃棄物処理手数料

種別	区分		手数料
ごみ	市が収集するもの	指定袋による収集	可燃物(小) 1枚につき 40円
			〃 (大) 〃 60円
	指定容器による医療系廃棄物収集		指定容器1個につき 2,000円
			ただし、プラスチック10リットル、紙おむつ40リットルは1個につき 1,000円

(技術管理者の資格)

第11条 (略)

(委任)

第12条 (略)

別表 (第9条関係) (略)

議案第33号

養父市市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定に
ついて

養父市市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年 2月25日提出

養父市長 広瀬 栄

養父市条例第 号

養父市市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例

養父市市営住宅設置及び管理条例（平成16年養父市条例第250号）の一部を次のように改正する。

第5条第1号中「災害」を「火災、風雪水害その他の災害」に改める。

第6条第1項第2号中「掲げる金額」の次に「(ア、イ又はウに掲げる場合において、入居者又は同居者のうちに、婚姻によらないで母又は父となり、現に婚姻をしていない者で、所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第30号に規定する寡婦又は同項第31号に規定する寡夫に該当しない者については、それぞれア、イ又はウに掲げる金額に政令第1条第3号ホに掲げる額を12で除した額を加えた金額。ただし、259,000円を上限とする。)」を加え、同項中第5号を削り、第6号を第5号とし、同項第7号中「県税及び市税」を「市町村税」に改め、同号を同項第6号とし、同項第8号を同項第7号とする。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

議案第33号 養父市市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例新旧対照条文（下線の部分は改正部分）

現 行	改 正 案
<p>(公募の例外)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>(1) <u>災害</u>による住宅の滅失</p> <p>(2)～(7) (略)</p> <p>(入居者の資格)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) その者の収入が、ア、イ又はウに掲げる場合に応じ、それぞれア、イ又はウに掲げる金額を超えないこと。</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(5) <u>市内に住所又は勤務場所を有する者であること。</u></p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) <u>県税及び市税を滞納していない者であること。</u></p> <p>(8) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(公募の例外)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>(1) <u>火災、風雪水害その他の災害</u>による住宅の滅失</p> <p>(2)～(7) (略)</p> <p>(入居者の資格)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) その者の収入が、ア、イ又はウに掲げる場合に応じ、それぞれア、イ又はウに掲げる金額（ア、イ又はウに掲げる場合において、入居者又は同居者のうちに、<u>婚姻によらないで母又は父となり、現に婚姻をしていない者で、所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第30号に規定する寡婦又は同項第31号に規定する寡夫に該当しない者については、それぞれア、イ又はウに掲げる金額に政令第1条第3号ホに掲げる額を12で除した額を加えた金額。ただし、259,000円を上限とする。）</u>を超えないこと。</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) <u>市町村税を滞納していない者であること。</u></p> <p>(7) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>

議案第34号

養父市特定公共賃貸住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例
の制定について

養父市特定公共賃貸住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年2月25日提出

養父市長 広瀬 栄

養父市条例第 号

養父市特定公共賃貸住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例

養父市特定公共賃貸住宅設置及び管理条例（平成16年養父市条例第252号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第1号を次のように改める。

(1) 市町村税を滞納していない者であること。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

議案第34号 養父市特定公共賃貸住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例新旧対照条文（下線の部分は改正部分）

現 行	改 正 案
<p>(入居の資格)</p> <p>第6条 (略)</p> <p><u>(1) 市内に住所又は勤務場所を有する者及び市内に住所又は勤務場所を有することが確実な者であること。</u></p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(入居の資格)</p> <p>第6条 (略)</p> <p><u>(1) 市町村税を滞納していない者であること。</u></p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>2 (略)</p>

議案第35号

養父市下水道条例及び養父市コミュニティプラント施設の設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について

養父市下水道条例及び養父市コミュニティプラント施設の設置及び管理条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年2月25日提出

養父市長 広 瀬 栄

養父市条例第 号

養父市下水道条例及び養父市コミュニティプラント施設の設置及び管理条例の一部を改正する条例

(養父市下水道条例の一部改正)

第1条 養父市下水道条例(平成16年養父市条例第253号)の一部を次のように改正する。

別表養父中央浄化センターの項の次に次のように加える。

米地浄化センター	養父市養父市場1250番地1	養父市場・中米地・鉄屋米地・口米地・大塚の各一部
----------	----------------	--------------------------

(養父市コミュニティプラント施設の設置及び管理条例の一部改正)

第2条 養父市コミュニティプラント施設の設置及び管理条例(平成16年養父市条例第254号)の一部を次のように改正する。

別表米地浄化センターの項を削る。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

議案第35号 養父市下水道条例及び養父市コミュニティプラント施設の設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について

第1条 養父市下水道条例の一部改正新旧対照条文（下線の部分は改正部分）

現 行			改 正 案		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
名称	主たる施設の位置	処理区域	名称	主たる施設の位置	処理区域
八鹿浄化センター	養父市八鹿町八鹿120番地1	八鹿町八鹿・八鹿町上小田・八鹿町下網場・八鹿町上網場・八鹿町九鹿・八鹿町国木・八鹿町小山・八鹿町朝倉・八鹿町米里・八鹿町小佐・八鹿町石原・藪崎の各一部	八鹿浄化センター	養父市八鹿町八鹿120番地1	八鹿町八鹿・八鹿町上小田・八鹿町下網場・八鹿町上網場・八鹿町九鹿・八鹿町国木・八鹿町小山・八鹿町朝倉・八鹿町米里・八鹿町小佐・八鹿町石原・藪崎の各一部
(略)			(略)		
養父中央浄化センター	養父市藪崎109番地71	藪崎・小城・上野・上箇・広谷・十二所・養父市場の各一部	養父中央浄化センター	養父市藪崎109番地71	藪崎・小城・上野・上箇・広谷・十二所・養父市場の各一部
			米地浄化センター	養父市養父市場1250番地1	養父市場・中米地・鉄屋米地・口米地・大塚の各一部
大屋浄化センター	養父市大屋町加保373番地	大屋町加保・大屋町大屋市場・大屋町山路・大屋町笠谷・大屋町大杉・大屋町蔵垣の各一部	大屋浄化センター	養父市大屋町加保373番地	大屋町加保・大屋町大屋市場・大屋町山路・大屋町笠谷・大屋町大杉・大屋町蔵垣の各一部
(略)			(略)		

第2条 養父市コミュニティプラント施設の設置及び管理条例の一部改正新旧対照条文（下線の部分は改正部分）

現 行			改 正 案		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
名称	主たる施設の位置	処理区域	名称	主たる施設の位置	処理区域
円山台浄化センター	養父市八鹿町浅間1036番地1	八鹿町浅間の一部	円山台浄化センター	養父市八鹿町浅間1036番地1	八鹿町浅間の一部
(略)			(略)		
浅野浄化センター	養父市十二所1511番地	船谷・大坪・稲津・浅野・新津・玉見・左近山・伊豆・十二所の各一部	浅野浄化センター	養父市十二所1511番地	船谷・大坪・稲津・浅野・新津・玉見・左近山・伊豆・十二所の各一部
米地浄化センター	養父市養父市場1250番地1	養父市場・中米地・鉄屋米地・口米地・大塚の各一部			
宮垣浄化センター	養父市大屋町宮垣483番地2	大屋町宮垣の一部	宮垣浄化センター	養父市大屋町宮垣483番地2	大屋町宮垣の一部
(略)			(略)		

議案第36号

養父市若者未来応援奨学金条例の制定について

養父市若者未来応援奨学金条例を次のように定める。

平成28年2月25日提出

養父市長 広瀬 栄

養父市条例第 号

養父市若者未来応援奨学金条例

(目的)

第1条 この条例は、修学意欲のある若者の未来を応援するため、養父市若者未来応援奨学金（以下「奨学金」という。）を貸与し、もって市の将来を担う有用な人材の育成及び市への定住を促進することを目的とする。

(教育委員会への委任)

第2条 市長は、その権限に属する事務のうちこの条例に規定する奨学金の貸与に係る事務その他の別に定めるものを地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規定により、養父市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に委任する。

(奨学生の資格)

第3条 奨学金の貸与を受ける者（以下「奨学生」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者でなければならない。

- (1) 市に3年以上住所を有する者が扶養する者
- (2) 卒業後、市に居住する意志のある者
- (3) 修学の意欲があり品行方正である者
- (4) 学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定に基づく、高等専門学校（第4学年、第5学年及び専攻科に限る。）、短期大学、大学又は専修学校（専門課程に限る。）（以下これらを「大学等」という。）に在学している者
- (5) 確実な連帯保証人を付することができる者
- (6) 奨学金に類する他の学資の給付を受けていない者

(申請)

第4条 奨学生を希望する者は、教育委員会に申請しなければならない。

(奨学生の決定)

第5条 奨学生は、教育委員会がこれを決定する。

(選考委員会の設置)

第6条 奨学生の選考のため、奨学生選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設置する。

(奨学金貸与契約)

第7条 教育委員会は、第5条の規定により決定した奨学生に誓約書の提出を求めるものとする。

(奨学金の貸与額)

第8条 奨学金は、月額50,000円とし、無利息とする。

(貸与期間)

第9条 奨学金を貸与する期間は、当該奨学生に対し奨学金を支給する月として決定された月から決定年度末までとし、大学等の正規の修業期間を終了する年度末まで継続して更新することができる。

(奨学金の貸与の停止)

第10条 教育委員会は、奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、奨学金の貸与を停止する。

- (1) 大学等を休学したとき。
- (2) 大学等から停学処分を受けたとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が奨学金の貸与を停止することが適当と認めたとき。

(奨学金の貸与の取消し)

第11条 教育委員会は、奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、奨学金の貸与を取り消すことができる。

- (1) 退学したとき。
- (2) 病気その他の理由により修学を継続する見込みがなくなると認められるとき。
- (3) 学業が著しく不良となったと認められるとき。
- (4) 奨学金の貸与を受けることを辞退したとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が奨学生として適当でないと認め

たとき。

(奨学金の返還)

第12条 奨学生であった者が貸与期間の終了した月の翌月の初日から起算して1年を経過した日までに市に住所を有することができない場合は、奨学金を返還しなければならない。その場合の返還する金額は、貸与を受けた額とする。

2 奨学生は、前条の規定により奨学金の貸与の決定を取り消されたときは、教育委員会が指定する期日までに、既に貸与を受けた奨学金を一括して返還しなければならない。ただし、教育委員会が特に必要と認めたときは、分割して返還することができる。

(返還の猶予)

第13条 教育委員会は、奨学生であった者が貸与期間の終了した月の翌月の初日から起算して1年を経過した日までに市に住所を有し、かつ、引き続き市に住所を有する場合においては、当該市に住所を有する期間における奨学金の返還を猶予することができる。ただし、市税に滞納がある場合その他教育委員会が特に適当でないと認める場合は、奨学金の返還を猶予しないものとする。

2 教育委員会は、奨学生であった者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者の経済的事実等を勘案の上、特に必要と認めた者に対して、奨学金の返還を猶予することができる。

(1) 大学等に在学中のとき。

(2) 更に大学院等上級の学校へ入学したとき。

(3) 病気その他正当な理由により奨学金の返還が困難であるとき。

(返還の免除)

第14条 教育委員会は、奨学生であった者が市に居住し、前条第1項の規定による返還猶予の期間が8年を超えたときは、奨学金の返還を免除する。ただし、市税に滞納がある場合その他教育委員会が特に適当でないと認める場合は、奨学金の返還を免除しないものとする。

2 教育委員会は、奨学生が死亡し、又は奨学生であった者が奨学金の返還完了前において死亡した場合その他特別の理由が生じた場合は、当該債務者の

経済的事実等を勘案の上、特に必要と認めるときは、既に貸与した奨学金の全部又は一部の返還を免除することができる。

(延滞金)

第15条 教育委員会は、奨学生であった者が正当な理由がなく第12条の規定に基づく奨学金の返還を延滞したときは、養父市督促手数料及び延滞金徴収条例（平成16年養父市条例第66号）の定めるところにより延滞金を徴収する。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

議案第37号

養父市立幼稚園設置条例の一部を改正する条例の制定について
養父市立幼稚園設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年2月25日提出

養父市長 広瀬 栄

養父市条例第 号

養父市立幼稚園設置条例の一部を改正する条例
養父市立幼稚園設置条例（平成16年養父市条例第84号）の一部を次のように
改正する。

別表中養父市立高柳幼稚園及び養父市立宿南幼稚園の項を削る。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

議案第37号 養父市立幼稚園設置条例の一部を改正する条例新旧対照条文（下線の部分は改正部分）

現 行		改 正 案	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
名称	位置	名称	位置
養父市立八鹿幼稚園	養父市八鹿町八鹿1694番地1	養父市立八鹿幼稚園	養父市八鹿町八鹿1694番地1
養父市立高柳幼稚園	養父市八鹿町高柳1120番地		
養父市立宿南幼稚園	養父市八鹿町宿南478番地		

議案第38号

養父市立保育所設置条例の一部を改正する条例の制定について
養父市立保育所設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年2月25日提出

養父市長 広瀬 栄

養父市条例第 号

養父市立保育所設置条例の一部を改正する条例
養父市立保育所設置条例（平成16年養父市条例第129号）の一部を次のように
改正する。

第2条の表宿南保育所の項を削る。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

議案第38号 養父市立保育所設置条例の一部を改正する条例新旧対照条文（下線の部分は改正部分）

現 行			改 正 案		
(名称、位置及び定員)			(名称、位置及び定員)		
第2条 保育所の名称、位置及び定員は、次のとおりとする。			第2条 保育所の名称、位置及び定員は、次のとおりとする。		
名称	位置	定員	名称	位置	定員
宿南保育所	<u>養父市八鹿町宿南1287番地</u>	<u>30人</u>	小佐保育所	養父市八鹿町小佐885番地1	30人
小佐保育所	養父市八鹿町小佐885番地1	30人			

議案第39号

養父市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

養父市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年2月25日提出

養父市長 広瀬 栄

養父市条例第 号

養父市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

養父市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年養父市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「幼稚園に就園している園児又は」を削る。

第10条第3項第4号中「中学校」の次に「、義務教育学校」を加える。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

議案第39号 養父市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例新旧対照条文（下線の部分は改正部分）

現 行	改 正 案
<p>(放課後児童健全育成事業の一般原則)</p> <p>第5条 放課後児童健全育成事業における支援は、<u>幼稚園に就園している園児又は小学校に就学している児童</u>であつて、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものにつき、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立を図り、もって当該児童の健全な育成を図ることを目的として行わなければならない。</p> <p>2～5 (略)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者</p> <p>(5)～(9) (略)</p>	<p>(放課後児童健全育成事業の一般原則)</p> <p>第5条 放課後児童健全育成事業における支援は、<u>小学校に就学している児童</u>であつて、その保護者が就労等により昼間家庭にいないものにつき、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性、及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立を図り、もって当該児童の健全な育成を図ることを目的として行わなければならない。</p> <p>2～5 (略)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、<u>義務教育学校</u>、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者</p> <p>(5)～(9) (略)</p>

議案第40号

養父市立幼保連携型認定こども園設置条例の一部を改正する条例
の制定について

養父市立幼保連携型認定こども園設置条例の一部を改正する条例を次のよう
に定める。

平成28年 2月25日提出

養父市長 広瀬 栄

養父市条例第 号

養父市立幼保連携型認定こども園設置条例の一部を改正する条例

養父市立幼保連携型認定こども園設置条例（平成27年養父市条例第22号）の
一部を次のように改正する。

第2条の表中

伊佐こども園	養父市八鹿町浅間 1256 番地 5	70 人	を に、
伊佐こども園	養父市八鹿町浅間 1256 番地 5	70 人	
宿南こども園	養父市八鹿町宿南 1287 番地	20 人	

「三谷幼児センター」を「三谷こども園」に、「広谷幼児センター」を「広谷こ
ども園」に、「養父幼児センター」を「養父こども園」に、「大屋幼児センター」
を「大屋こども園」に、「関宮幼児センター」を「関宮こども園」に、「出合幼
児センター」を「出合こども園」に改める。

附 則

この条例は、平成28年 4月 1日から施行する。

議案第40号 養父市立幼保連携型認定こども園設置条例の一部を改正する条例新旧対照条文（下線の部分は改正部分）

現 行			改 正 案		
(名称、位置及び定員)			(名称、位置及び定員)		
第2条 認定こども園の名称、位置及び定員は、次のとおりとする。			第2条 認定こども園の名称、位置及び定員は、次のとおりとする。		
名称	位置	定員	名称	位置	定員
伊佐こども園	養父市八鹿町浅間1256番地 5	70人	伊佐こども園	養父市八鹿町浅間1256番地 5	70人
三谷幼児センター	養父市三谷35番地 1	35人	宿南こども園	養父市八鹿町宿南1287番地	20人
広谷幼児センター	養父市広谷284番地 1	150人	三谷こども園	養父市三谷35番地 1	35人
養父幼児センター	養父市養父市場650番地 1	80人	広谷こども園	養父市広谷284番地 1	150人
大屋幼児センター	養父市大屋町夏梅351番地	90人	養父こども園	養父市養父市場650番地 1	80人
関宮幼児センター	養父市吉井269番地	90人	大屋こども園	養父市大屋町夏梅351番地	90人
出合幼児センター	養父市出合186番地	35人	関宮こども園	養父市吉井269番地	90人
			出合こども園	養父市出合186番地	35人